

水俣病総合対策関係経費等

9,529百万円(8,522百万円)

総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」で示された救済策の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 救済策に関連した措置

水俣病被害者の救済策について、与党プロジェクトチームと連携しながら関係者の合意が得られるよう努力をし、合意が得られた場合にできるだけ早期に、円滑に対応できるよう所要の予算を計上する。

(2) 地域環境福祉施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・「もやいづくり」を目指す多彩な活動を推進する。

高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業

離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業

慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業

等

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・ 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ・ 水俣病被害者等手当支給等事業
- ・ 健康管理事業
- ・ 公害医療研究事業
- ・ 水俣病検診機器整備事業
- ・ 水俣病国際貢献推進事業
- ・ チッソ(株)に対する支援措置

3 . 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。